

村上市長

高橋邦芳様

令和3年度 農業施策等に関する意見書

令和2年10月20日

村上市農業委員会

会長 石山 章

村上市農業施策等に関する意見書

本市の農業を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化や担い手不足、鳥獣害被害の拡大及び耕作放棄地の増加等が顕著になる中で、新規参入を含めた担い手の育成・確保、並びに担い手への農地の集積・集約化が喫緊の課題になっています。また、全国的な米の需要減少傾向が進む中、今年新型コロナウイルス感染症の影響により主食用米の需要が更に減少している状況にあり、加えてTPP11等の経済連携協定等の発効により農産物の市場開放が避けられない状況であることを踏まえ、農家の経営の安定化を図り農業を持続可能な産業とするためにも、ICTの導入や米に続く新たな経営の柱としての園芸導入・生産拡大等といった取り組みを推進することが重要となってきております。

このような状況の中、地域の実態を踏まえた農地利用の最適化のための施策の推進や農業振興の実践に向けた担い手を対象とした意向調査では、個別経営体・組織経営体に限らず、将来に向けて水稲単作の経営から園芸導入した複合経営への転換を、当面の課題として「農地の集積・集約化」、「安定した販路の確保・拡大」、「設備の更新」、「労働力の確保」等を挙げています。

国では、本年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において農業・農村は「国の基」との考えの下、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や中山間地域といった条件に関わらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を図ることとしています。また、新潟県では、農業経営が持続的に発展するためには、米だけに依存せず、経営基盤を強化することが重要であるとし、儲かる農業の実現に向けて園芸生産の取り組みを支援していくこととしています。

農業は、地域を支える産業であるだけでなく、農産物の生産活動を通じて、自然環境の保全につながり、農地は防災機能など多面的機能の維持にも役立っています。農地や環境を守り農業を将来性のある産業として育て、次の世代につないでいくために、農業者自身の努力はもとより、行政による支援施策のさらなる充実と強化が必要です。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農地等の利用の最適化の推進にあたり村上市に対し以下のとおり農業施策等に関する意見を提出いたします。

市独自の施策の実施及び必要な予算の確保、並びに上部機関への働きかけ等につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 農地等の利用の最適化の推進について

- (1) 地域の営農活動が持続可能なものであるためには、担い手が効率的かつ安定的に農業経営ができる環境整備をする必要があります。本市においては、平成30年度より朝日地域の館腰地区及び三面地区で条件不利農地の解消に向け、農地中間管理機構関連整備事業への取り組みについて合意形成がなされたところです。しかし、県下のほ場整備事業の要望は、近年増加傾向にあることから、当該事業が確実かつ迅速に実施されますよう、新規事業採択に向けた支援並びに財源の確保等に努めること。
- (2) コロナウイルス感染の拡大によって働き方や生活様式が見直され、東京一極集中の是正と地方分散型への転換は、農業分野にとっても大きなチャンスと考えます。農地等の資源が次世代の担い手に確実に利用されるよう、親子間・親族間を含めた担い手の計画的な経営継承並びに継承後の経営改善等が図られるよう支援を講じられたい。また、世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するために、農業の内外からの青年層の新規就農を促進するための施策を講じられたい。

2 安定した農業経営について

- (1) 農業経営者の一層の高齢化と減少が急速に進行し、農業生産基盤の脆弱性が危惧される中、地域の農業生産や必要な農地を確保し、持続可能なものとしていくためには、担い手とともに地域社会の維持に重要な役割を果たしている、中小・家族経営体など多様な経営体の営農活動が継続出来ることが重要です。そこで、中小・家族経営体等の生産基盤の強化に取り組むとともに、経営発展の段階や、中山間地域等の地理的条件、生産品目の特性などに応じ、経営改善を目指す中小・家族経営体を幅広く担い手として育成・支援を講じられたい。
- (2) 全国的なコメの需要減少傾向が進む中、農家の経営の安定化を図るために、コメに続く新たな経営の柱として園芸導入・生産拡大による所得の増大を目指す取り組みを推進していくことが重要です。適地適作を基本に

需要の見込みや稲作との作業競合等を十分考慮し園芸品目の選定をする
とともに、生産に適する農地の確保を図ること。また、技術習得や初期投
資など、園芸導入する際の不安を払しょくするため、園芸に取り組みやす
い環境を整備するとともに、園芸の担い手育成並びに労働力確保に向け
た取り組みを講じられたい。

- (3) 農業生産法人等の組織経営体は複合経営が進み集積規模も大きくなっ
てきており、それに伴い農業の現場で必要な人材を確保することが課題
となっています。若者や女性など農業内外からの多様な人材の確保のた
めには、魅力的な農業の姿や就農に関する情報発信を強化するとともに、
スマート農業技術の導入等といった農業の「働き方改革」の推進に向けた
取り組みへの支援策を講じられたい。また、働きやすい環境づくりも重要
であり、そのための拠点整備に対し支援策を講じられたい。

3 鳥獣害対策について

- (1) 鳥獣害による農産物及び農地等への被害が増加傾向にあります。特に
イノシシによる被害は甚大で、農業者から収入を奪うだけでなく、生産意
欲をも奪う状況にあり、被害が多発している地域においては、耕作を断念
する農地が発生・増加することが懸念されます。このことから、イノシシ
の侵入防止策の充実のみならず、捕獲等による個体数の減少策などの駆
除対策の拡大を講じられたい。また、狩猟者の担い手確保のため狩猟免許
取得及び資格維持に対する支援策を講じられたい。

4 農業委員会及び事務局体制の強化について

- (1) 村上市農業委員会は県下で最も広い農地面積を抱えており、農地法に基
づく各種手続きや農地相談の件数は他市町村に比べて多く、その業務の
多くは専門性を有しかつ経験が求められています。また、農業委員会法等
の改正による農業委員会の業務量の増加や、転用許可の権限移譲及び農
地中間管理事業などの業務の追加等により事務局職員への事務負担が増
加しております。この中で、今後、更に地域に密着した活動を展開してい
く必要があり、一定の活動水準を確保するうえでも、事務局体制について
専門性を考慮し職員の育成及び配置を図ること。